

議案第97号

平成19年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認
について

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成20年6月2日提出

川崎市長 阿部孝夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

平成20年 3 月 3 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

平成19年度川崎市一般会計補正予算

平成19年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 既定の繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
5 環境費	4 公園費	生田緑地施設整備事業	千円 15,598

繰越明許費総合計		14,749,686
----------	--	------------